

西宮市介護保険料口座振替事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険料（普通徴収）の納付義務者（以下「納付者」という。）が口座振替によって介護保険料を納付しようとする場合に、事務を円滑に行うため、必要な事項を定めるものとする。

(対象科目)

第2条 口座振替により納付できる介護保険料は、原則として現年度分とする。ただし、隨時分、納期を変更するもの及び全額前納分については取り扱わないものとする。

(取扱金融機関)

第3条 口座振替を取り扱う金融機関等は、西宮市の指定金融機関、指定代理金融機関、収納代理金融機関の本・支店及び全国の郵便局（以下「取扱金融機関等」という。）とする。

(対象者)

第4条 口座振替を希望する納付者は、取扱金融機関等に預貯金口座を設定し、取扱金融機関等の承認を得た者とする。

(申込み及び承認)

第5条 口座振替を希望する納付者は、口座振替の申込みを次の各号に定める方法により行うものとする。

- 一 「西宮市市税等口座振替申込(自動払込受付通知)書(以下「申込書」という。)」に必要事項を記入し、預金口座の届出印を押印の上、取扱金融機関等又は西宮市（以下「市」という。）に提出する。
 - 二 「西宮市市税等口座振替(自動払込)契約受付票(以下「受付票」という。)」に必要事項を記入のうえ、市に設置する専用の端末にキャッシュカードを通し、暗証番号を入力する。
 - 三 「Web 口座振替受付サービス」を利用してインターネット上で必要事項を入力し申請する。
- 2 市は、前項第一号に定める申込書の提出を受けたときは、書類審査後、速やかに取扱金融機関等に送付するものとする。
- 3 第1項第一号に掲げる方法により、納付者から申込書の提出を受けた取扱金融機関等は、指定の預貯金口座を確認後、承認するものについては、提出された申込書に承認印を押印の上、速やかに市へ回付するものとする。
- 4 第1項第二号に掲げる方法により、納付者から口座振替の申込みを受けた場合の取扱は別に定める「マルチペイメントネットワークを利用した口座振替受付事務取扱要領」によるものとする。
- 5 第1項第三号に掲げる方法により、納付者からの口座振替契約の申込を承諾した口座振替取扱店舗は口座振替契約成立後、「受付結果及び契約情報」（以下「申請データ」という。）を市に送信しなければならない。
- 6 市は前三項の定めにより申込みを受理したときは、記載事項を確認し、所定の手続きの上、「介護保険料口座振替開始通知書」を納付者に送付するものとする。（振替日等）

第6条 振替日は、各納期の末日とする。

2 当該振替日が取扱金融機関等の休業日の場合は、翌営業日を振替日とする。

(納付書及び口座振替依頼データの送付)

第7条 市は、納期の都度、取扱金融機関等に介護保険料納付書を送付するものとし、口座振替依頼データ(以下「振替依頼データ」という。)にあっては、LGWAN回線経由によるデータ伝送(以下「データ伝送方式」という。)により振替日の7営業日前までに送付するものとする。

(振替収納)

第8条 取扱金融機関等は、振替日に納付者の指定した預貯金口座から納付書又は振替依頼データに記載された金額の振替収納を行うものとする。

(口座振替済通知書)

第9条 市は「口座振替済通知書」の交付をしないものとする。ただし、納付者からの請求により交付することができる。

(納付確認書の送付)

第10条 市は、振替処理結果にもとづき収納済介護保険料に係る納付確認書を年1回被保険者に送付するものとする。

(振替収納通知)

第11条 取扱金融機関等は、振替収納分について市の指定する預貯金口座へ入金するものとする。

(振替不能分の取扱)

第12条 取扱金融機関等において、納付者の原因により口座振替が不能となったときは、取扱金融機関等は速やかに市にその旨を報告するものとする。

2 前項に規定する場合において再振替を行わないため、市は納付者に翌月、納付書を送付するものとする。ただし、当該振替日が取扱金融機関等の休業日のため翌月始となった場合は、その月中旬に納付書を送付するものとする。

(解約等)

第13条 納付者が口座振替を廃止するときは、「西宮市介護保険料口座振替自動払込廃止届」を取扱金融機関等又は市へ提出するものとする。

2 取扱金融機関等は、前項の規定による届出を受け付けたときは、速やかに市へ回付するものとする。

(手数料)

第14条 市は、口座振替収納の取扱手数料を取扱金融機関等からの請求にもとづき年2回取扱金融機関等に支払うものとする。

(データ伝送方式)

第15条 口座振替をデータ伝送方式によって行う場合には、この要綱によるほか、別に定める「データ伝送方式による公金の口座振替に関する覚書」によるものとする。

附 則

(施行期日等)

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 10 月 3 日から実施する。